

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第71号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第15条の6第1項各号列記以外の部分中「行財政局総務部総務事務センター長」を「別に定める職員の区分に応じて別に定める者」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)